

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-06-01

明治二十一年第百三十七号

(発行年 / Year)

1910

明治三十一年第四百七十七號

裁判官渡書

控訴人大政府並信保町二丁目

三十三番地平民湯屋業

南部安太郎

右代言人

牧山震太郎

被控訴人全府南區高津町

十番町第一番地平民小間

物高

小倉七兵衛

右代人全區難波新地四番

大坂控訴院

町一番地寄留東京府士族

下全直五郎

右南部安太郎より小倉七兵衛に係ル

敷金取戻事件に付大政始審裁判

所より言渡シタル裁判に服セス安太郎より

控訴シタルにヨリ之ヲ受理シ双方陳述ヲ

聴クニ其要領左ノ如シ

控訴代言人陳述ハ趣旨ハ原裁判所於

テ物権ナル事件ニヨリ常人推ノ如ク認

定セラルタルハ抑モ錯誤ナリ元來洗湯

業ハ當市中至ル所敷金ノナキナリ而シ

湯場ノ貸借ヲ爲ス目的ハ湯場所有

其人、アラスにて其物件、アルヲ以テ所有者
ノ輾轉、之を其現所有者ノ責任ス
ヘキモノナリ故、本訴ノ起原ハ被控訴人カ明
治廿年四月廿三日、前所有者ヲ田々ケヨリ
密ニ買買ヲ遂ケ控訴人ノ營業中ニモ
拘ハス中島直美外數名ヲ出張セシメ
テ果シ控訴人ヲ退カシメタルハ甲第ニ号
ミテ明カナリ夫レ如クニ威ノ所爲ヲ以テ強
ヲ買得スルハ全ク數金參百圓ヲ烏有
ノ帰セントスルノ策、外ナラス若シ真正ニ所
有ヲ得ントナラハ須リ數金ノ有キモ討
究ヤサルヘカラス又、談場ノ揚金高ハ毎月

大坂控訴院

廿六圓ナルハ僅ク、キヤナ四百圓ニテ買取り
タリト、コニテ金利ノ比較上ヨリ見ルモ談場
買ハ甚タ疑ヲ定ムルヘキモノナリ之レ必ス前所
有者タケト通謀ニテ所有權ヲ得タルモノト
信ス而メ被控訴人ハ素ヲ談場揚場ニ
數金アルコハ市中一般ノ習慣ニ依テ然
知ノ上ニテ多々田々ケト密ニ買買ヲ遂ケタルケ
ノ義務ヲ継承シタル后任者ナルコト甲分
三四號以下、証據ニ依テ明ナリ然レニ、原
裁判所、於テハ甲第一号記ノ契約ヲ継
続シ其數金ヲ認諾ニテ洗場揚場ヲ買
得シタルカ又ハ買得スルノ際、之カ認諾ヤラ

ル云々トアレモ家屋ノ敷金ノ如キハ紐々繋
 ぎアルヨウ或ハ人権ノ属スル場合モ居住洗湯
 場ノ如キハ其敷金ヲ以テ始テ營業者タル
 了ラ得テ其湯場カ他ニ移轉スルハ權
 利義務モ共ニ任者ニ引移ルハ當テ
 ナリ而テ被控訴人カ敷金アルヲ認諾シタル
 ハ甲第四五号詔ノ如ク其收益金ヲ控訴
 人ヨリ受取りタルヲ以テ明カナリ以上ノ理由
 ニシテ被控訴人カ敷金ニ義務ヲ継承
 シアルコトハ論ヲ族タサルカ故ニ東京裁判ヲ取
 消サレテ敷金三百圓ニ法律上ノ利息ヲ
 付シ被控訴人於テ支拂フヘキ旨ノ裁判

大坂控訴院

ヲ仰ト云フニアリ

被控訴人陳述ノ趣旨ハ東京裁判所ニ於
 テ申立ル如ク南区赤吉橋通三丁目ノ有之
 心舟湯ト唱フル洗湯場カ明治廿年四月
 廿三日代金千四百圓ノ地所建初ラ敷金
 百圓ニテ附屬構造品共衆心皆前所
 有者多田タケヨリ買受ケ其後被控訴
 人ノ營業名ニ裁ミ改メ控訴人ヨリ前
 所有者タケニ對シ敷金ノ差入シアル
 コトヲ表示シテ買得シタルコトナキカ故ニ
 隨テ敷金拂戻ノ義務モ更ニノ典之
 ニ付原裁判所認可ヲ乞フト云フニアリ

依テ双方ノ弁論ヲ聴キ証判書類ヲ審
閱シ説明スルヲ如シ

家屋賃借ノ敷金ナルモノハ第一家
ノ淹滞其他破損并償等ヲ担保スル
爲メ性質ナルヲ以テ純然タル人推ナリ
本訴甲第一号証ニ於テモ亦同性質モ
ナル端ヲ族タス故ニ第一号者ヲ二其敷
金返償ノ呈裁致カテ継続モセシメトスル
ハ必ス其呈裁務ヲ継続シタルヲ認諾証
ナカルヘカラス故ニ後令前所有者多々田々
ケニ対シ控訴人ヨリ敷金差入レアルコト
后所有者被控訴人カ知得シテ物件ヲ

大坂控訴院

買得シタルノ事實証跡アルニモセヨ其ハ
得シタルヲ以テ被控訴人カ呈裁ヲセサ
ル呈裁務ヲ継続ヤシモノト為スコト得ス
到底始審裁判説明ノ如クモテ甲數
号証ニ對シ一々説明スルノ必要アラス
右ノ理由ナルニ付判決スルヲ如シ
大阪始審裁判所ノ明治廿二年二月六日
言渡シタル裁判ニ相當ナルヲ以テ其言
渡ヲ認可ス

但訴訟入費ハ始審終審共控訴
人負擔スヘシ

明治三十一年五月廿九日大坂控訴院公廷

於テ

評定官 飯田恒男
評定官 三澤元衡
評定官 藤村忠良
書記 沢路茂樹

大坂控訴院